

大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）交付要綱

令和6年10月1日決裁

令和7年3月31日決裁

（目的）

第1条 この要綱は、太陽光発電設備を事務所等に設置する市内事業者に対し補助金を交付することにより、市内事業者における地球温暖化対策の推進を図り、もって2050年を目標とするカーボンニュートラルの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 当該太陽光発電設備が発生させた電気が、設置された建物等と同一敷地内の事業用の建物・設備等において消費されているものであること。

イ J E Tによる認証又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE－PV－FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。

（2） 事務所等 申請事業者が経営及び管理する事務所、工場、倉庫、車庫等の建物及びこれに付帯する設備であって、大仙市内に立地しているものをいう。

（補助金の交付）

第3条 市は、大仙市補助金等の適正に関する条例（平成17年大仙市条例第60号）及び大仙市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年大仙市規則第62号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによりゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（補助対象事業）

第4条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備は、次の各号に定める要件を満たすもの（以下「補助対象設備」という。）であって、当該年度に新規に購入（リース契約、PPA契約又はサブスクリプション契約による導入を含む。）し、及び設置した事業（関係各法令に準拠し導入したものに限る。）とする。

（1） 設置する太陽光発電設備により発生させた電気が、申請事業者が経営する市内の事務所等に供給されているもので、次に掲げる要件を満たしていること。この場合において、設置する事務所等の新築・既築の別は問わないものとする。

ア 太陽電池モジュールを事務所等の建物に設置できない場合にあつては、同一敷地内の架台等に固定され、申請者が事業を営む事務所等に電気が供給されること。

イ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW以上50kW未満であること。

ウ FIT（固定価格買取制度）又はFIP制度の認定を取得する場合にあっては、太陽光発電設備により発生させた電気のうち、30%以上を設備と同一敷地又は隣接する事務所等で自家消費すること。

エ 国・県等の他の補助金等を受けていないこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 大仙市内に事務所等を有する事業者であること。
- （2） 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- （3） 補助金の額を除いた購入及び設置に係る費用を事業者自ら負担し、及び自らが所有（リース等の場合にあつては、使用）し、事務所等の電力として利用すること。
- （4） 本事業において導入する補助対象設備について、他の事業による補助金等の交付を受けていないこと。
- （5） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ事業者でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、太陽光発電設備を構成する機器であつて、次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費とする。

- （1） 太陽電池モジュール
- （2） 架台
- （3） 接続箱
- （4） 開閉器
- （5） パワーコンディショナー
- （6） 発生電力量計
- （7） 配線及び配線器具
- （8） その他付帯設備

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、太陽電池モジュールの最大公称出力（小数第2位以下切捨て）に3万円を乗じて得た額とし、上限額を60万円とする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象設備の設置前に、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- （1） 市税の納税証明書（完納を証明するもの）
- （2） 補助対象設備の購入・設置等に係る経費の内訳が記載された見積書又は契約

書等の写し

- (3) 太陽電池モジュールの製品名及び技術仕様等が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- (4) 設置予定個所の配置図
- (5) 設置予定箇所の写真（設置前）
- (6) F I T又はF I P制度の認定を取得する場合、発電シミュレーションの結果がわかるもの（自家消費計画書等の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 当該補助金の交付は、電気を供給する施設毎に1回に限るものとする。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）交付決定通知書（様式第2号）又は大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

（補助金の変更申請）

第11条 第8条の申請内容に変更が生じた場合は、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）変更交付申請書（様式第4号）に変更理由等を記載し申請しなければならない。

（補助金の実績報告等）

第12条 第8条第1項に掲げる交付申請事業者は、補助対象設備を購入・設置後に、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）実績報告書（様式第5号）に、次の当該各号に定める書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象設備を申請事業者が購入したことが分かる領収書の写し又は分割払いが確認できる書類の写し
- (2) 設置状況がわかる写真（工事中・設置後）
- (3) その他市長が認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに現地調査により内容を審査し、その内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

める時は、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）額の確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 第13条の規定による補助金の額の確定を受けた事業者は、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第15条 第10条の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は令和7年3月31日から施行する。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）について、審査の結果、次の理由により不交付と決定したので大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）第9条の規定により通知します。

不交付と決定した理由

様式第4号（第11条関係）

大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）変更交付申請書

年 月 日

大仙市長

様

(申請事業者)

住 所

事業所名

代表者職氏名

担当者職氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）について事業内容を次のとおり変更したいので申請します。

1 申請の変更内容 _____

2 変更理由 _____

3 変更事業費 _____ 円
※消費税及び地方消費税相当額を含む太陽光発電設備及び付帯設備設置に要した費用の全額

4 変更交付申請額 _____ 円

様式第5号（第12条関係）

大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）実績報告書

年 月 日

大仙市長 様

（申請事業者）

住 所

事業所名

代表者職氏名

担当者職氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた太陽光発電設備設置事業について、次のとおり実施しましたので、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）交付要綱第12条の規定により実績報告いたします。

1 設置設備の公称最大出力 _____ k w（小数第2位以下を切捨て）

2 事業費（総額） _____ 円

※消費税及び地方消費税相当額を含む太陽光発電設備及び付帯設備設置に要した費用の全額

3 交付申請額 _____ 円

※公称最大出力1 k wあたり3万円（公称最大出力の小数第2位以下を切捨て）

4 工事完了年月日 _____ 年 月 日

◇添付書類（チェック欄にレ点して下さい）

内 容	チェック欄
・領収書の写し又は分割払いが確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
・設置状況が分かる写真（工事中・設置後）	<input type="checkbox"/>
・その他必要書類	<input type="checkbox"/>

年 月 日

大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金(事業者用)請求書

大仙市長 様

申請者

住所

事業所名

代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話番号

年 月 日付け、大仙市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（事業者用）額の確定通知書に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 農協	本店 支店 店 出張所
口座種目	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
口座名義 (申請事業者と同一)	フリガナ	